「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」

に係る協力について（依頼）

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30 年法律第99 号）は、皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる、それぞれ5月1日、10月22日を休日（祝日の扱い）とするものです。

これにより、即位の日の5月1日の前後が土曜日、日曜日を含めて10日連続の休日となります。国会における議論、衆・参の内閣委員会での附帯決議（別紙参照）の趣旨や、過去の経験も踏まえて、長期の連休となることで国民生活に支障を生じることが無いよう万全を期していくことが必要です。

つきましては、各会員企業におかれましては、下記のとおりご対応いただけるようお取り計らいをお願いいたします。

記

１　需要の増加により混乱を来すことが懸念されることから、予想される状況について周知徹底等を図り、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。

２　当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また休日の増加が時間給や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主において適切な対応をとること。

以上